

共同募金の現状と見直しの概要  
(社会福祉事業法の改正)

[配分実績]

区分	募金額	共同募金配分額					合計	その他
		地域社協	福祉団体	福祉施設	歳末	その他		
昭和22年	593	—	—	—	—	—	516	77
30	1,144	—	—	—	—	—	981	163
40	3,163	1,012	291	621	838	70	2,831	332
50	9,448	1,110	411	2,704	3,706	129	8,423	1,025
60	21,746	7,953	1,227	2,761	7,446	229	19,616	2,130
平成7年	26,579	11,486	840	2,819	7,863	539	23,556	3,023
(構成比%)	(100.0)	(42.8)	(3.0)	(9.1)	(29.5)	(2.1)	(86.5)	(13.5)
平成10年	26,099	11,161	794	2,376	7,708	544	22,582	3,516

[見直し概要]

現 行	見 直 し 後
<p><b>1 配 分</b></p> <p>①過半数配分規制 ・社会福祉事業の経営者等の過半数への配分義務</p> <p>②広域的配分規制 ・都道府県共同募金会の配分は当該区域内に限定</p> <p>③配分期間規制 ・規制なし</p>	<p>→撤廃 ・NPO、ボランティア団体等への配分を促進するため、過半数配分規制を撤廃</p> <p>→緩和 ・区域外配分ができる場合として大規模災害などを追加 ・準備金を積立て、他の区域に抛出</p> <p>→規制 ・翌年度の末日までの配分義務</p>
<p><b>2 事業の透明性</b></p> <p>①配分委員会の設置 ・通知による設置指導</p> <p>②公 告 ・配分の方法、募金の総額、受配者の名称、配分額等の計画及び結果の公告の義務</p> <p>③広報活動 ・共同募金会の自主的展開</p>	<p>→義務付け (配分委員会の役割) ・共同募金の配分承認 ・共同募金の計画承認 ・準備金の積立て、抛出承認 (配分委員の規制) ・配分を受ける者が含まれない ・民意を公正に代表 ・役員は委員総数の1/3以下</p> <p>→維持 ・配分の方法、募金の総額、受配者の名称、配分額等の計画及び結果(準備金の額、抛出先、抛出額等を含む)の公告の義務</p> <p>→充実 ・募集、配分の住民への積極的情報提供の促進</p>